

大幅な「窓口時間の短縮」を検討中 市民サービス低下を招く時間短縮は中止を

市民に関わる業務、拙速なすすめ方ではいけません

熊本市は現在、窓口業務の時間短縮を検討しています。

今年度になって検討始めたにもかかわらず、年度内の2026年1～2月には実施する方向で、あまりにも拙速です。しかも、検討段階での市民説明や市民合意を欠いたやり方です。

【方針の変更内容】

(対象窓口)

区役所・出張所・税・
国保等の窓口

(開庁時間) *75分短縮

現行 8:30～17:15

変更後 9:00～16:30

残業代節約で、「市民サービス低下」はいけません

「8:00～9:00」の利用者は3.7%、「16:30～17:15」の利用者は4.6%で、合計8.3%の利用だから影響が少ないとの説明です。

一方、方針の「1日75分の」窓口時間短縮で、残業時間を年間約

12,000時間減らし、人件費を約3,156万円削減の試算です。

しかし、仕事が終わって駆け込んで来る人や時間給を取って来る人などを切り捨てることにつながり、市民サービスが低下を招きます。

柔軟な対応を取り入れた窓口サービスの向上こそ必要

市は、「窓口時間短縮」の目的は「市民サービスの質の向上」だと説明しています。それならば、生活が多様化し働き方も様々の今、窓口業務についても「土日開庁」や「時間外の開庁日」を設けるなどの見直しこそ必要です。

【2025年9月議会の主な議案の賛否】

○：賛成 ×：反対

(議案内容)	共産	自民	熊自	公明	市民	新風	創生	維新	吉村	菊池	山中	筑紫	瀬尾
2025年度一般会計補正予算	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2024年度各会計(公営企業を除く)決算	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
健軍自衛隊への長射程ミサイル配備に関し住民の安全確保・不安解消を求める意見書	○	×	×	○	○	×	×	×	○	○	×	×	×

*一般会計補正予算では、市民合意なくすすむ新庁舎整備の地盤調査前倒しが提案され、日本共産党市議団として問題点を指摘し、反対討論を行いました。

*2024年度決算については、問題点を指摘し、反対討論を行いました。

*「健軍自衛隊への長射程ミサイル配備に関し住民の安全確保・不安解消を求める意見書」には、自民党市議団ほか4会派と維新・無所属4人が反対しました。日本共産党市議団は、「健軍自衛隊への長射程ミサイル配備撤回を求める意見書」(案)提案しましたが、賛同者が足りず議案になりませんでした。

*「公契約条例」は、全会一致で可決・成立しました。日本共産党市議団は、実効性のある「賃金条項型」への見直し等を求めて質疑を行いました。(前号参照)

弁護士による「無料法律相談」のご案内

日本共産党が毎月定例で行っている無料の法律相談です。どなたでもご利用できます。また、生活相談も合わせて行っています。「事前予約制」です。ご希望の日時に電話予約をお願いします。

- 10月15日(水) 午前10時～12時
中央区・たんぽぽ法律事務所(大江5-16-1-1F) ☎328-2656
- 10月20日(月) 午後6時～8時
北区生活相談所(武蔵ヶ丘1-10-1) ☎338-2001
- 10月31日(金) 午後3時～5時
東区生活相談所(新生2-5-18ハイツふかだ1F) ☎328-2656
- 11月11日(火) 午前10時～午後4時
西区・さくら法律事務所(京町本丁1-22) ☎090-8667-3148
- 11月13日(木) 午後1時～4時
南区・菜の花法律事務所(南区江越1-17-12) ☎322-7731

日本共産党
熊本市議会だより

NO. 1430
2023年10月12日号
電話 328-2656
FAX 359-5047



熊本市中央区手取本町1-1 メール: kumamsu@gamma.ocn.ne.jp
発行: 日本共産党熊本市議団 HP: 共産党 熊本市議団

検索



上野みえこ
(中央区)



いせり栄次
(東区)

景観は市民の財産！景観形成基準の 55m 高さ規制を厳守すべき 熊本城の景観を守る条例への改正を

市庁舎移転建替えに伴う跡地開発で熊本城の眺望台無しに

熊本の魅力は、街の中心に位置する熊本城の存在です。そのために、熊本市は「景観基準」を定めて熊本城の景観を守っています。

しかし、新庁舎に移転にかかる「まちづくりシンポ」で、現庁舎跡地の活用について、市長は「まち中心部に 1 万㎡の公有地が確保できるのは 100 年に一度のチャンス」と開発に意気込

んでいます。

「現庁舎跡地利活用に関するサウンディング型調査」の報告を見ると、「ハイクラスホテル」を軸としたオフィスや図書館などの複合施設が多数提案され大規模な開発が進められようとしています。熊本城の目の前に高層の開発ビルが建設されれば熊本城の景観は台無しになります。

姫路市並みの高さ規制を

姫路城がある姫路市では、姫路城を眺める景観の保全を目的に、建築物の高さの最高限度（35 メートル・50 メートル）を、高度地区区域並びに大手前通りに隣接する商業地域において指定しています。

そのため、新幹線からも姫路城の全景がはっきりと見渡すことができます。その他にも、国内では、奈良の法隆寺周辺の仏教建造物、京都は古都京都の文化財、沖縄の琉球王国のぐすく関連遺産など、地域に根付いた文化的遺産をしっかりと守り抜こうと条例が作られています。

現行の景観計画では熊本城の景観は守れない

熊本市景観計画における熊本城周辺地域は、眺望を保全するため、熊本城を望む視点場及び天守閣からの眺望に配慮した景観形成基準「海拔 55m」を定めています。

9 月の一般質問で市長は「良好な景観の配慮は経済性とのバランスを踏まえる」と答弁しま

した。

しかし、この間、景観審議会では 55m を超える建物がいくつも認可されて来ました。事実上、規制となっていません。

一度壊した景観は元に戻すことはできません。経済優先では熊本城の景観を守ることが出来ません。

景観基準を書き込んだ条例の改正を

現在地で、100 年の歴史がある熊本市役所は、市民にとって慣れ親しんだ場所であり、サービスの拠点として、また、熊本市の顔でもあります。

熊本市の景観を守るためには条例にきちんと「景観基準海拔 55m」を書き込むことが必要です。

9 月議会で井芹議員は、景観条例の改正を求めました。

